

木更津市市民活動センターは、様々な分野の市民活動団体の拠点として、市民活動に関する情報収集・情報発信の場として2015年10月にオープンしました。センターでは常駐スタッフが市民活動に関わる相談や、団体同士のネットワークづくり、人材育成など市内の活動がより活発になるためのサポートを行います。

また、センターでは情報発信スペース、作業スペース、印刷室や会議室などを備えています。活動にあわせてぜひ活用ください。
ご興味のある方、まずは登録、または職員へご相談ください。



市民活動って？

営利を目的とせず、本市における不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として、自発的又は自主的に行う活動(宗教活動、政治活動、その他これらに準じる活動を除く。)



市民活動団体って？

市民活動を行う法人、その他の任意団体のうち、市内に事務所を持ち、主に本市において市民活動を行う、構成員の数が3人以上の団体を指します。

木更津市 市民活動支援センター

木更津市中央一丁目1番6号 両総通運ビル内

開館 9:00～21:30

休館日 毎週月曜(祝日除く)／年末年始(12/29-31、1/1-3)

担当 木更津市 市民部 市民活動支援課

TEL 0438-53-7070

FAX 0438-53-7071

Email seikatsu@city.kisarazu.lg.jp

交通案内

電車でお越しの方 JR木更津駅西口(みなと口)徒歩1分

車でお越しの方 センターに駐車場併設
駅前西口駐車場30分無料

アクセスマップ



木更津市

1 団体登録について

施設を利用したい、他団体とのネットワークを作りたい、新しい活動のことを相談してみたい、という方はまず団体登録をお願いします。社会的な課題解決に向けて、組織的・継続的に取り組む活動をしているNPO団体や市民活動団体等が登録できます。



登録団体になると、スタッフによる相談対応の他、以下のサービスが追加で受けられます。

- ・ 会議室の使用(無料、6月前から予約可)
- ・ メールボックスの使用(無料)
- ・ 印刷機等の利用(実費負担)
- ・ ポスター・チラシの掲示・配付
- ・ 施設内での物品販売が可能(事前にスタッフに要相談)

登録の方法

登録には審査があります。下記登録要件をご確認の上、スタッフまでお声がけください。

登録要件

*除外要件はセンターでご確認ください

- 活動目的 ▶ 非営利であり、本市における不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与すること
- 活動内容 ▶ 公益性がある活動／自主的・自発的に行う活動／政治活動・宗教活動ではないこと
- 会則 ▶ あり 構成員 ▶ 3人以上 主たる事務所・活動場所 ▶ 木更津市内
- 主な対象 ▶ 木更津市民

2 ご利用いただける施設機能

1 フリースペース

どなたでも自由に使える広いフリースペースです。気軽に立ち寄って情報交換をしたり、簡単な打ち合わせなどに使えます。市民活動に興味がある方や、これから市民活動などを始めたい方などどなたでもご利用いただけます。個人と団体、団体と団体をつなぐ出会いの場です。



1 印刷室

活動に必要な資料やチラシ等の作成に役立つ印刷室です。(料金は別途ご確認ください)



設備 ▶ コピー機、簡易印刷機、裁断機、文房具

1 作業室

資料作成等の作業や簡単な打ち合わせなどに、予約なしで使える2つの個室があります。



1 = 1階 2 = 2階

2 会議室

2階には、大小2つの会議室があります。会合や教室、練習など団体活動に必要な場所を提供するため、予約制で貸出いたします。第1会議室は2人～40人程度、第2会議室は10人～20人程度収容可能です。



予約開始日 ▶ 登録団体: 6月前の属する月の初日から / その他の団体: 2月前の属する月の初日から

1 情報発信コーナー

団体の活動のチラシやポスター、市からのお知らせなどを掲示するコーナーです。登録した団体は自分たちの活動を紹介することができます。

1 センターの窓口(事務室)

センターのスタッフが常駐する事務室です。団体登録、部屋の予約貸出、活動に関する相談などお気軽にお声がけください。

その他の施設機能

施設全体で無料インターネット利用可(登録団体のみ) / 1階出入口のスロープ(駅側)と手すり、階段の手すりを設置(バリアフリー化) / 車椅子対応トイレ完備 / キッズスペース / 駐車場併設